

マスク・アルコール消毒液等生産設備導入補助事業

令和2年度補正予算案額 29.1億円

商務・サービスグループ
医療・福祉機器産業室
03-3501-1562
製造産業局素材産業課
03-3501-1737
製造産業局生活製品課
03-3501-0969

事業の内容

事業目的・概要

- 中華人民共和国で最初に報告された新型コロナウイルス感染症は、令和2年1月31日に世界保健機関（WHO）の緊急事態（PHEIC）宣言が発出され、日本国内でも指定感染症に指定されるなど、新型コロナウイルスによる感染症が拡大しています。
- こうした状況において、日本国内においても新型コロナウイルス感染症対策の基本方針に基づき対策を措置が講じられています。国内外におけるマスク・アルコール消毒液等の需要の高まりに伴って、更に、国内におけるマスク・アルコール消毒液等の不足が生じています。
- このため、厚生労働省・経済産業省からマスク・アルコール消毒液等メーカー等に対して増産要請等を行いました。マスク・アルコール消毒液等の増産を速やか実現するため、更なるマスク・アルコール消毒液等生産設備の導入の支援を行います。

成果目標

- マスク・アルコール消毒液等メーカーによるマスク・アルコール消毒液等生産設備の導入を支援することで、国内におけるマスク・アルコール消毒液等の供給量を拡大し、現下のマスク・アルコール消毒液等不足の状況を速やかに解消します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

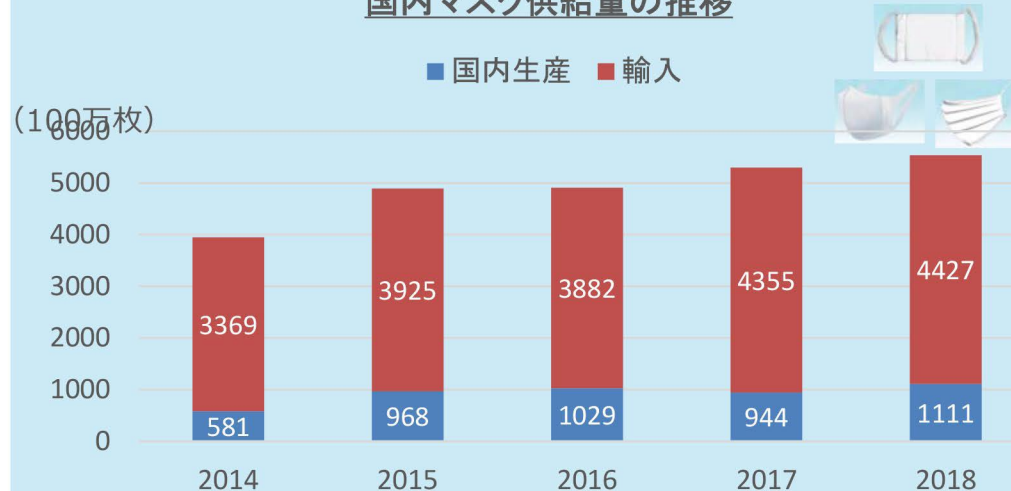
事業概要

- マスク・アルコール消毒液等の生産に関わる事業者が国からの増産要請等に応じてマスク・アルコール消毒液等生産設備を導入しようとする場合、設備導入に係る費用の一部を補助します。

- **補助対象者**： 国からの増産要請を受けて、マスク・アルコール消毒液等生産設備を導入した事業者
- **補助率**： [中小企業] 3 / 4
[大企業・中堅企業] 2 / 3
- **補助上限額**： 原則 3 千万円 / 製造ライン

※ 交付決定前に実施した事業についても遡及適用が認められる場合があります。

国内マスク供給量の推移



(資料) 日本衛生材料工業連合会資料より作成